

委託業務仕様書

1 背景と目的

徳之島町に新たな「ガストロノミー共創拠点(富裕層・インバウンド向けレストラン等)」を開業し、島外から訪れる観光客にとって明確な来訪理由となる“食の目的地”を創出するとともに、島の人々、料理人、生産者、観光客が交わる交流拠点を作ることを最終目的とする。単なる飲食店ではなく、島の食材・文化を表現する拠点として機能し、農業、漁業、畜産、加工業、物流、観光、宿泊、メディアなど、島内外の多様な産業との連携を生み出す「ガストロノミーや地域経済のハブ」となる存在を目指す。この拠点を基点に食材の継続的な取引が生まれ、生産者との協働が発生し、調理法や保存技術の向上が促され、観光客がレストランを目的に島を訪れることで宿泊や体験サービスの需要が増加するなど、複数の産業を連鎖的に活性化させていく。

本業務では、このような効果を最大限に引き出すために、不可欠なシェフの選定を行い、さらに本共創拠点を起点とし、徳之島を国内外へPRすることで、ブランド価値が向上し、地域全体の活性化を期待する。

2 業務内容及び実施期間

(1) 委託業務内容

- ① ガストロノミー共創拠点で活躍が期待できるシェフの選定
- ② その他事業の実施に関連し、発注者が必要と認めるもの

(2) 事業実施機関

契約締結日～令和8年3月31日

(3) スケジュール

受注者が行う作業スケジュールについては、受注者が作成する工程計画に基づき、発注者と協議のうえ進めるものとする。

(4) 報告書の作成及び提出

- ① 事業完了後、速やかに委託業務の成果をまとめた報告書を作成し提出する。
- ② 報告書の様式は担当者と協議のうえ決定する。

3 成果品

本業務に基づく次の成果品を求める。成果品の納入は業務の期間内に行うこと。

- (1) 委託業務報告書の提出 (A4版) 1部
- (2) 本業務で取得又は作成した資料等一式

4 留意事項

- (1) 担当職員と連絡を密にして業務にあたること。
- (2) 受注者は、本業務を遂行上に得られた情報を許可なく第三者に開示してはならない。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、発注者に帰属する。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議し、その指示に従うこと。

5 その他

これに定めのないものについては、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。